知多都市計画 名和共和地区計画　総括図

1/15,000

市街化区域	（当初）昭和45年11月24日	愛知県告示	第915号
	令和3年3月30日	愛知県告示	第199号
用途地域	令和5年9月27日	東海市告示	第121号
高度地区	平成22年12月24日	東海市告示	第145号
高度利用地区	平成23年3月15日	東海市告示	第16号
防火・準防火地域	令和5年9月27日	東海市告示	第122号
風致地区	平成22年12月24日	愛知県告示	第760号
	平成30年1月9日	東海市告示	第1号
臨港地区	平成31年3月29日	愛知県告示	第221号
地区計画	令和5年9月27日	東海市告示	第123号
道路	令和4年3月29日	愛知県告示	第182号
	令和4年3月29日	東海市告示	第19号
都市高速鉄道	平成28年3月1日	愛知県告示	第78号
交通広場	平成22年12月24日	東海市告示	第147号
駐車場	平成22年12月24日	東海市告示	第148号
公園	平成22年12月24日	愛知県告示	第779号
	令和3年3月30日	東海市告示	第25号
緑地	平成22年12月24日	愛知県告示	第785号
	令和5年9月27日	東海市告示	第120号

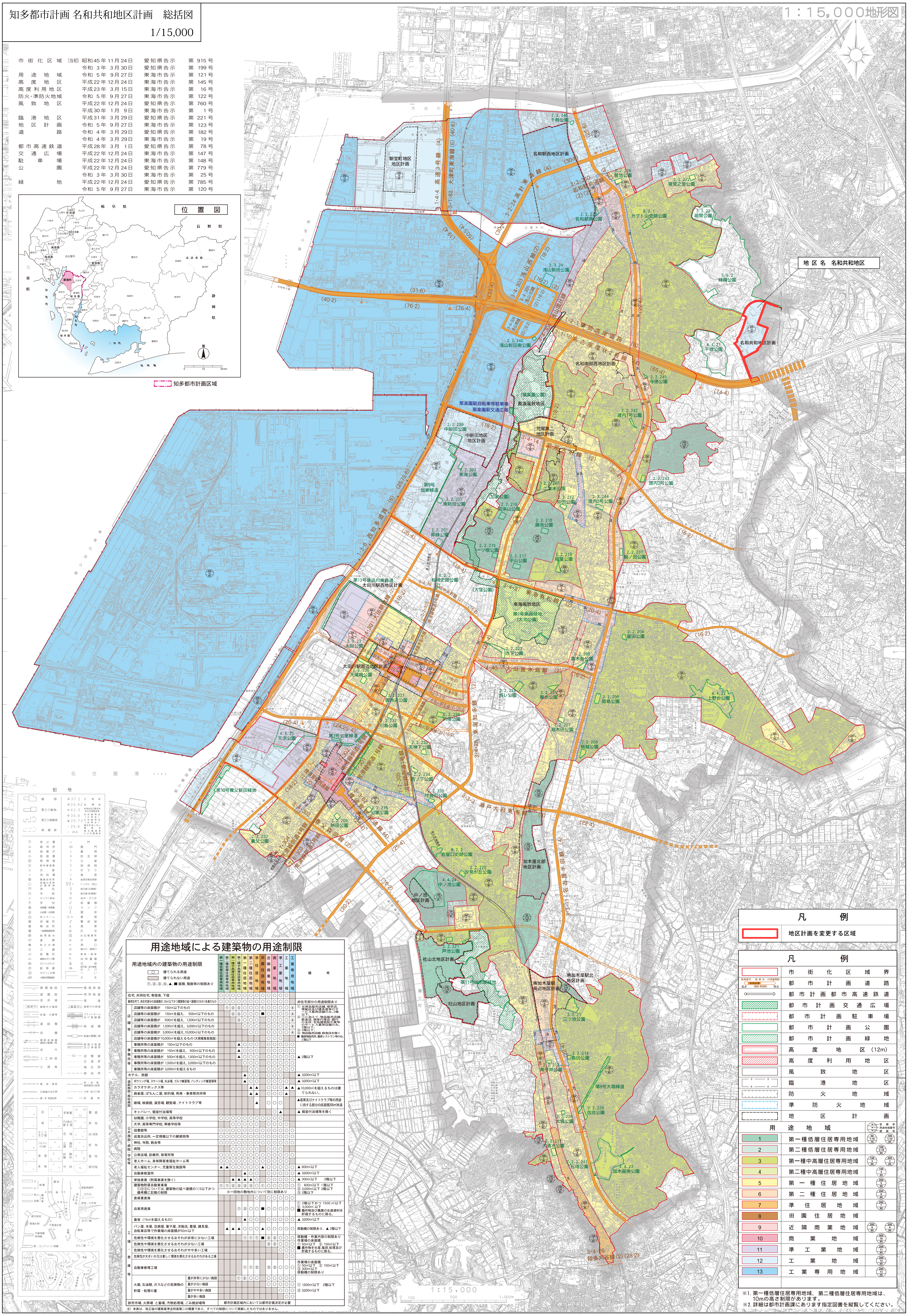

凡例

🟥	地区計画を変更する区域

凡例

🟥	市街化区域界
路線番号　路線名（代表車線数） 起点　供用区間　（幅員-車線数）　終点	都市計画道路
○⟹	都市計画都市高速鉄道
▨	都市計画交通広場
▭	都市計画駐車場
▭	都市計画公園
▨	都市計画緑地
▨	高度地区（12m）
▨	高度利用地区
▭	風致地区
▭	臨港地区
▭	防火地域
▭	準防火地域
▭	地区計画

用途地域		容積率 用途地域番号 建蔽率
1	第一種低層住居専用地域	50/1-10/30 100/1-10/60
2	第二種低層住居専用地域	100/2-10/60
3	第一種中高層住居専用地域	150/3/60 200/3/60
4	第二種中高層住居専用地域	150/4/60
5	第一種住居地域	200/5/60
6	第二種住居地域	200/6/60
7	準住居地域	200/7/60
8	田園住居地域	
9	近隣商業地域	200/9/80 300/9/80
10	商業地域	400/10/80
11	準工業地域	200/11/60
12	工業地域	200/12/60
13	工業専用地域	200/13/60

※1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は、10mの高さ制限があります。
※2. 詳細は都市計画課にあります指定図書を縦覧してください。

用途地域による建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限

○ 建てられる用途
▨ 建てられない用途
①,②,③,④,▲,■ 面積，階数等の制限あり

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅，共同住宅，寄宿舎，下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で，非住宅部分の床面積が，50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が　150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く ■ 農産物販売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が　150㎡を超え，500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が　500㎡を超え，1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が　1,500㎡を超え，3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が　3,000㎡を超え,10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの（大規模集客施設）									○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が　150㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が　150㎡を超え，500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が　500㎡を超え，1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え，3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○		○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○			▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場，スケート場，水泳場，ゴルフ練習場，バッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	○		▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡を超えるものは建てられない。
	麻雀屋，ぱちんこ屋，射的場，馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○	▲		
	劇場，映画館，演芸場，観覧場，ナイトクラブ等							▲		○	○	○			▲客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
	キャバレー，個室付浴場等										○	▲			▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園，小学校，中学校，高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	大学，高等専門学校，専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所，一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社，寺院，教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○			
	公衆浴場，診療所，保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム，身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター，児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については，建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	① ※一団地の敷地内について別に制限あり	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	
	自家用倉庫				①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ 1500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農作物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○		○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋，洋服店，畳屋，建具屋，自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下 ■ 農作物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	
	自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下　② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬，石油類，ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下　2階以下 ② 3,000㎡以下
	火薬，石油類，ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が少ない施設									○	○	○	○	○	
	火薬，石油類，ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量がやや多い施設											○	○	○	
	火薬，石油類，ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が多い施設												○	○	
卸売市場，火葬場 と畜場，汚物処理場，ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。